

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は8月下旬から9月上旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【規則】

○「商務部の外商投資株式有限公司の非上場外資株のB株転換・流通の関係問題に関する通知」(商資函[2008]59号、2008年7月30日発布・実施)

昨年12月、中国証券監督管理委員会からB株上場会社の非上場外資株の上場流通についての認可を取り止めるという通知が出たが、これを受けて商務部として認可手続きの変更を通知した。今後は省級商務部門と商務部の同意を得れば流通(市場での売却)が可能になる。ただし、条件(非上場外資株の保有期間が1年超、流通株転換後の保有期間が1年超など)は、従来どおりで変わらない。

○「商務部の外商投資株式会社、企業変更、審査認可事項の下部への権限委譲に関する通知」(商資函[2008]50号、2008年8月5日発布、同年8月11日実施)

①商務部が認可した外商投資企業の増資で、それに伴う総投資額の増加額が現行の限度額(奨励類と許可類は1億米ドル、制限類は5千万米ドル)未満の場合、②同限度額未満の外商投資株式会社の設立と変更について、省級商務部門に審査・認可権を委譲するとした通知。ただし、専門の規定がある業種、特定産業政策・マクロコントロール業種、及び外国投資者の上場会社に対する戦略的投資については、限度額に関わらず従来の規定により審査・認可を行うとしている。

○「国家税務総局の親子会社間のサービス提供・費用支払の関係企業所得税処理問題に関する通知」(国税発[2008]86号、2008年8月14日発布・実施)

独立法人である親会社と子会社が独立企業間の取引価格によらない場合には税務機関が調整する権利を有するとした通知。
①親会社が複数の子会社にサービス費を分担させる場合は契約を結び、総費用を「企業所得税法」第41条第2項の規定に従って合理的に分担させること、②子会社が親会社に管理費として支払った場合は税前控除を認めないこと、③同じくサービス費についても税務機関に契約等の資料を提出できない場合は税前控除を認めないこと、などが定められている。

○「財政部、国家税務総局、国家安全監督管理総局の『安全生産専用設備企業所得税優遇目録(2008年版)』の公布に関する通知」(財税[2008]118号、2008年8月20日、同年1月1日実施)

「企業所得税法实施条例」第100条に規定される税額控除の対象設備目録が公布されたもの。炭鉱用、その他鉱山用、危険化学品用、花火・爆竹産業、道路産業、鉄道産業、民用航空産業、救急救援設備の8分野50種。目録は、財政部のウェブサイトをご参照。http://www.mof.gov.cn/caizhengbuzhuzhan/zhengwuxinxi/zhengcefabu/2008zcfb/200808/t20080826_67126.htm

○「財政部の外商投資企業の用地使用費徴収問題に関する意見」(財企[2008]166号、2008年8月21日発布・実施)

広東省財政庁の照会に対する回答。外商投資企業の土地使料納付について、改めて見解を示したもの。①行政割当土地使料納付取得し土地払下金を納付していない場合は土地使料納付が必要、②払下土地使料納付取得し土地払下金を納付した場合は不要、③賃借方式で土地使料納付取得し、賃借料に土地開発・使料が含まれている場合は不要、そうでない場合は必要、④合併・合作企業の中国側投資者が土地使料納付を価格評価の上で出資または合作条件として提供した場合は、中国側投資者が上記の状況により納付する、としている。

<p>○「中華人民共和國循環經濟促進法」(国家主席令第4号、2008年8月29日公布、2009年1月1日施行)</p>	<p>「循環經濟とは、生産、流通及び消費等の過程で行う減量化、再利用、資源化の活動の総称」で、その促進に関する基本法。基準に適合した建物の保護、工業廃棄物の総合利用、使い捨て消費物資の制限、過度の包装の防止、事業所・個人の水・電気・ガスの節約などが謳われている。</p>
<p>○「工商行政管理機関持分質権設定登記弁法」(国家工商行政管理総局令第32号、2008年9月1日公布、同年10月1日施行)</p>	<p>有限責任会社と株式有限会社の持分の質権設定登記に関する規則。外商投資による会社の持分に質権を設定する場合、元の審査・認可機関の認可を得なければならないことが明記されている。</p>
<p>●「税関総署公告2008年第64号(重大技術設備完成機輸入免税政策調整事項について)」(2008年9月2日公布、同年9月15日実施)</p>	<p>詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>○「税関総署公告2008年第65号(『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』等目録の商品税コード調整について)」(2008年9月2日公布、同年9月10日実施)</p>	<p>2008年の輸出入商品の税コード調整を受けた、「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に記載される20種類の商品の税コードを変更することについての公告。外商投資奨励類プロジェクトの場合、総投資額内で輸入する生産設備は同目録に記載される商品を除き免税とされているが、同目録には家電、通信機器、PC、家具、食品など生産設備以外が記載されているため影響はない。今回も、品目自体の変更はない。</p>
<p>[その他]</p>	
<p>○「企業工会主席選出弁法(試行)」(中華全国総工会、2008年7月25日発布・実施)</p>	<p>企業工会主席の選出についての工会の規則。企業の行政責任者(副責任者を含む)、人事部門責任者、外国籍者は候補者としていないこと、候補者は企業の党組織と上級工会の認可を得ること、選挙は工会員数の2/3以上の参加で実施し、過半数の得票を得た候補者を当選とすること、工会主席は企業の副管理責任者に配置し、相応の待遇を享受すること、従業員が200人以上の企業は専従とすること、などが定められている。</p>

●免税プロジェクトの非免税設備の扱いに関する税関公告が出る

中国政府が振興を目指す設備製造業に関して、昨年来、特定の設備を製造する国内メーカーが中核部品などを輸入する場合は輸入関税と増値税を実質免除し、その他の企業が設備の完成品を輸入する場合は免税プロジェクトであっても輸入関税は課税、増値税は免除という措置が採られているが、これに関して税関総署から以前の公告を補足する内容の公告が出た。(本誌2008年4月23日号の関連記事をご参照。)

上記の措置が適用される設備は、これまで高速エアジェット織機と自動紡錘機(税関総署公告2007年第36号)、大型石炭採掘設備(同2008年第9号)、大型露天鉱山用機械(同第10号)、新型大馬力農業設備(同第15号)、大型オフロード用ダンプトラック(同第24号)、大型・精密・高速数値制御設備(同第29号)、大型風力発電機ユニット(同第30号)が発表されているが、この公告では、「外商投資企業の自己資金プロジェクト」(注:総投資額外の自己資金で更新用設備を輸入する場合、従来免税)、加工貿易で外国側が設備を無償貸与するものも適用対象に含まれるとし、それらの当面の免税・課税の扱いについて次の基準を示している。

- ・外商投資企業の自己資金プロジェクトについては、9月15日以降に税関に減免税審査認可手続きを申請する場合、税関は一律受理しない。9月15日より前に税関が免税審査認可手続きを処理した場合、税関が発行した「輸出入貨物徵免税証明」は有効期間内は有効とするが、延長はされない。
- ・加工貿易での外国側の設備無償貸与については、9月15日以降に設備を輸入する場合は徴税し、加工貿易手帳の登記、商品の追加または項目の変更を申請する場合は、税関は一律受理しない。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**全人代「循環経済促進法」を採択**:29日、第11期全人代常務委員会第4回会議で「循環経済促進法」が採択された。施行は2009年1月1日。循環経済とは、生産、流通、消費の過程で実施される減量化、再利用、資源化等の活動の総称で、資源の利用効率を高め、環境保護と改善、持続可能な発展を促進することが狙い。内容は、基本管理制度、減量化、再利用と資源化、奨励措置、法律責任等について7章58条から成り、数値目標等を含む具体的な計画については今後策定予定。

【貿易・投資】

◆**商務部の外資企業増資審査 中央から省へ一部権限委譲**:8月5日付商務部の通知により、増資額が「外商投資産業指導目録」奨励類、許可類で1億米ドル未満、制限類で5,000万米ドル未満の場合、特定産業に対する別途規定がある場合を除き、増資の審査権限が中央から省レベルの商務主管部門に委譲されることになった。新設企業の審査権限については、上記金額の場合、既に省級レベルの商務部門に委譲されているが、増資については当初設立を認可した商務部門が審査することとなっていた。実施は8月11日。

◆**駐在員事務所の登記管理条例 改訂案のドラフト公表**:国务院弁公室は29日、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」改訂案の意見聴取稿を公表した。今月25日まで意見を募集する。同法は制定から25年が経ち、社会・経済環境、法律制度の変化やWTO加盟時の公約に照らして見直しが必要となっていた。同意見稿では、代表機構が法人格を有せず、営利活動に従事してはならないと明確に規定する一方、WTO加盟時の公約に従い、法律(中国の法律は除く)、会計、コンサルティング等サービスについては営利活動を認める模様。また、代表機構に対する業務活動等の年度報告制度も設けられている。

【金融・為替】

◆**外貨資本金の人民元管理強化**:外貨管理局は8月29日付で、「外商投資企業外貨資本金の支払・人民元管理の関連業務オペレーションの改善についての通知」を公布した。企業が外貨資本金の人民元転を行う際に、会計事務所の資本金検査報告(原文:検査報告)を銀行宛に提出することを求めている他、人民元転後の資金は経営範囲内の利用に限定され、エクイティ・インベストメントの原則禁止、不動産企業を除き自社使用以外の不動産の購入禁止、証券投資は関連規定に従うこと、としている。また、人民元転後の資金は未使用の人民元借入への返済に充てることは不可とも規定している。資本金を装ったホットマネーの流入抑制や資本金使途のコントロールが目的と見られる。

◆**国家外貨管理局 銀行の外貨管理規定遵守状況を検査**:外貨管理局は29日、「銀行の外貨管理規定の執行状況についての検査弁法(試行)」を發布した。今後、外貨管理局は銀行に対してコンプライアンス、業務データ、内部管理等の年度検査を実施するとしている。企業の外貨管理においては、当局に代わって銀行が書類審査を行うことが多い為、当局は銀行に対する厳格な審査・管理を求めており、今後、銀行の審査実施状況に対する検査も厳しくなるものと見られている。

◆**人民銀行 マネーロンダリング報告(2007)を発表**:人民銀行は4日、中国マネーロンダリング報告(2007)を発表した。昨年、人民銀行は4,533社の金融機関を対象にマネーロンダリング現場検査を実施し、違法金融機関に対する罰金は総額2,652.42万元、処罰を受けた金融機関は350社に上った。規定に沿った本人確認、大口または疑わしい取引の報告を怠ったことによる処罰が大半を占めた。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比	Close	
2008.09.01	6.8399	6.8205~6.8399	6.8256	-0.0094	6.3341	0.0397	0.8745	-0.0012	9.9923	-0.0763	2.7000	2440.87	-75.91
2008.09.02	6.8333	6.8301~6.8498	6.8397	0.0141	6.3055	-0.0286	0.8761	0.0016	9.9314	-0.0609	3.0600	2419.50	-21.37
2008.09.03	6.8430	6.8430~6.8595	6.8434	0.0037	6.3100	0.0045	0.8767	0.0006	9.8541	-0.0773	3.0400	2389.75	-29.75
2008.09.04	6.8455	6.8350~6.8460	6.8365	-0.0069	6.3039	-0.0061	0.8756	-0.0010	9.9185	0.0644	3.1500	2390.38	0.63
2008.09.05	6.8440	6.8370~6.8450	6.8422	0.0057	6.4313	0.1274	0.8760	0.0004	9.7356	-0.1829	3.1800	2311.63	-78.75

RMB レビュー&アウトルック

アジア通貨が総じて軟調推移となったが、人民元は今週も対米ドルで小幅な値動きとなった。週初中銀公表基準値が前週末比小幅高に設定されたことが、必ずしも当局は人民元の対ドルでの下落を容認していないと市場では解釈され、一旦は週間高値となる6.8205まで上昇した。しかしアジア通貨が全面安となる中、中国国内でも米ドル需要は強く、小幅ながらもその後は徐々に値を下げ結局6.8422で越週となった。8月の人民元反落局面でも背景として米ドルの対主要通貨での上昇がみられており、米ドル買い戻しが強まった今週も人民元は対米ドルでの下落圧力がかかり易かったといえる。しかし中銀公表値は小幅な下落にとどめられており、また市場取引でも安値近辺では介入警戒感が台頭するなど底堅い値動きとなっており、中国当局は依然としてインフレ懸念が燻る中、人民元の対ドルでの下落を許容してはいないと考えられる。来週も今週同様小幅な値動きが予想されるが、対主要通貨でのドル買い戻しの動きが一服すれば人民元が再度対ドルで上昇し始めるリスクには注意が必要だろう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。